

令和7年第6回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年5月9日（金曜日） 午後 3時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第56号 物品購入契約の締結について
「ロータリ除雪車の購入について」
- 第 5 議案第57号 羽幌小学校冷房設備工事請負契約について

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
学 校 管 理 課 長	葛 西 健 二 君
学 校 管 理 課 主 幹	佐 々 木 慎 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴 木 繁 君
--------	---------

總務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	山岸大晟君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第6回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 3時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第6回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は議案として物品購入契約の締結1件、工事請負契約の締結1件の計2件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、
4番 逢坂照雄君 5番 村上雄也君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第56号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第56号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第56号 物品購入契約の締結について、提案いたします内容とその理由をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和7年5月9日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、ロータリ除雪車の購入でありまして、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は6,479万円、うち消費税額589万円を含むものでございます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町栄町112番地3、有限会社武田車輛工業羽幌店代表取締役、武田弘樹であります。

提案の理由であります。契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第56号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（村田定人君） 日程第5、議案第57号 羽幌小学校冷房設備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第57号 羽幌小学校冷房設備工事請負契約について、提案いたします内容とその理由をご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和7年5月9日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、羽幌小学校冷房設備工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は6,842万円、うち消費税額622万円を含むものでございます。

契約の相手方は、マツダ・不二特定建設工事共同企業体、代表者は羽幌町南1条1丁目11番地の2、有限会社マツダ興業代表取締役、梅原重雄であります。

提案の理由であります。本工事契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第57号について質疑を行います。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、もしかしたら以前の予算委員会なんかでも話があったかもしれないですけども、工期です。小学校ですので、どういった、時期的に学校がないときに、夏休みであったり、長期休暇のときにやるのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（村田定人君） 建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

この工事につきましては、一応工期は令和8年2月末まで持つてございます。ただ、基本的に入札の告示をした段階で原則、夏休み期間であります7月26日から8月20日までの間で工事を施工するという事で公表しておりますが、ただ設備の工事でございますので、どうしても機械の調達等に時間が要するケースもありますので、遅れることも想定はしているのですが、基本的には夏休み期間での施工と考えてございます。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 工期については分かりました。

今回小学校に冷房設備をするということで、今後将来的には、中学校のほうはまだだったのかなとも思いますけれども、そういった町内の小学校、中学校のほうをしっかりと設備していくということでよろしいのかどうかお聞きして終わりたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

羽幌小学校以外というふうな形でお答えをしたいと思います。羽幌小学校以外につきましては、昨年スポットクーラー15台、大型送風機4台、それから保健室等へのエアコンを6台設置しております。また、暑さ指数計というのを必要な台数分各学校に配置してございます。また、学校管理規則を改正しまして、夏休み期間というのを25日間から30日間へというふうに延長をすることができるような格好にしております。各学校と密接に協議をしながらハード、ソフト両面から対策を講じて児童・生徒の、そして学校の安全というのを図ってまいります。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） スポットクーラー等については、以前も予算を措置されて設置されています。中学校等、今回の同等の工事であったり、設備等をするという考えでいいのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 羽幌中学校のほうにつきましては、今羽幌小学校と同じようなものができるかどうかというのはまだ流動的なところでございます。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌小学校冷房設備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第6回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 3時11分）